

令和元年第4回大仙市議会定例会会議録第2号

令和元年12月5日（木曜日）

議事日程第2号

令和元年12月5日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（25人）

1番 古谷武美	2番	3番 三浦常男
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 石塚 柏	8番 富岡喜芳	9番 本間輝男
10番 藤田和久	11番 佐藤文子	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 後藤 健	15番 佐藤育男
16番	17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄
19番 高橋徳久	21番 渡邊秀俊	22番 佐藤清吉
23番 高橋幸晴	24番 大山利吉	25番 鎌田 正
26番 高橋敏英	27番 橋村 誠	28番 金谷道男

欠席議員（1人）

20番 橋本五郎

遅刻議員（0人）

早退議員（1人）

15番 佐藤育男

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	西山光博	教 育 長	吉川正一
代表監査委員	福原堅悦	上下水道事業者 管 理 者	今野功成

総務部長	舩谷祐幸	企画部長	福原勝人
市民部長	加藤博勝	健康福祉部長	加藤実
農林部長	福田浩	経済産業部長	高橋正人
建設部長	古屋利彦	災害復旧事務所長	進藤孝雄
病院事務長	富樫公誠	教育指導部長	佐藤英樹
生涯学習部長	安達成年	総務部次長兼 総務課長	佐々木隆幸

議会事務局職員出席者

局長	齋藤博美	参事	齋藤孝文
参事	進藤稔剛	参事	富樫康隆
副主幹	佐藤和人		

午前10時00分 開 議

○議長（金谷道男） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は20番橋本五郎君であります。

○議長（金谷道男） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（金谷道男） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に、10番藤田和久君。

（「はい、議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 10番。

【10番 藤田和久議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） おはようございます。日本共産党の藤田和久でございます。私は2点について質問をいたします。

最初の質問は、防災対策の見直しについて質問いたします。

今年は例年に比べ、大型台風による風水害が各地で発生いたしました。台風15号、

19号、20号、21号と、日本列島に甚大な被害をもたらしました。犠牲者並びに被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

特に今年の高風の特徴的なことは、一つ目として、大型で強風、大雨の規模の大きい台風だったということです。最大風速が50から60メートル、降水量が500ミリから1,000ミリでありました。7、8年くらい前までは500ミリを超える雨量が降るのは静岡県辺りまででしたが、今年は東北地方の太平洋岸まで北上しました。

二つ目の特徴は、河川の氾濫が多すぎたということです。これまでは雨量が多くても300ミリくらいだった関東・東北にあって、500から1,000ミリの降雨があったわけですから、各地で河川の氾濫が相次ぎ、堤防が全壊し、家屋の全壊、または床上・床下浸水の被害に遭われたわけでありました。被災された方々のお話によると、こんなことは初めてであり、予想もできなかつたと仰っております。

上記の二つの特徴は、大型台風がこれから東北地方にもどんどん押し寄せてくる可能性が高いことを示しているのではないのでしょうか。この大仙市でも降雨量が500ミリを超える可能性が現実化しておるわけでございます。こうした大型台風を想定しての防災対策が必要と思われまますので、その点について質問いたします。

もっと具体的に申し上げますと、地球温暖化の影響もあって、台風の高大型化、北上化が進んでいるとのこと。これ以上の温暖化を阻止することはもちろんですが、高大型化の想定のもとに防災対策を再検討されるよう提案いたしたいと思ひます。

一つ目の質問になりますが、今実施している雄物川河川堤防工事をいち早く完成させるよう、工事を急ぐ必要があります。また、同じ雄物川の堤防河川でも場所によっては低い所や傷んでいる弱い堤防などがあるかもしれません。その所の点検も急ぐべきと考えますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

二つ目の質問に入ります。堤防の強化・充実について提案いたします。

一級河川の堤防は、上部が幅6メートル以上が原則で、支流の堤防は上部幅が3メートル以上というのが原則だそうです。しかし、今回の水害は、過去に経験したことのないような水量のため、支流であれ本流であれ、河川のあちこちで氾濫が発生しました。防災担当の学者の方のお話によると、河川の堤防そのものの強化の見直しが必要だとしております。堤防の高さ、幅の不備な所はないか、河川の合流部や曲がり角などの堤防強化が必要と考えますが、当局のお考えをお願いしたいと思ひます。

三つ目の質問になります。河川のしゅんせつに力を入れていただきたいということで

す。大雨に対してどんどん河川の水かさが増していくわけですが、河川の中に石やごみが山になって、もう島になっているような所があります。河川敷には草や樹木がいっぱい、大雨になったときに流れを阻止しようとしているように見えます。流量を増やすためにも河川全体のしゅんせつが必要と思いますが、いかがお考えなのかお答えいただきたいと思います。

四つ目の質問に入ります。全国の被災地では、避難所そのものが流されたりした所がございました。避難所が、より安全な場所に建っているのか、地理的な条件、環境条件などの改善、見直しも必要だと思います。

また、避難所での生活環境の改善も指摘されております。プライバシーの保護、冷暖房、やわらか寝具、水と食料、入浴やトイレなど、一般の生活とできるだけ差がないように避難所の環境改善と避難者の生活環境の改善、見直しを提案したいと思いますが、いかがお考えなのかお答えいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 藤田和久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の防災対策の見直しについてであります。はじめに、雄物川河川堤防につきましては、平成29年7月及び8月に発生した豪雨で甚大な被害を受けたことによる緊急的な対応として、現在、国土交通省におきまして雄物川河川激甚災害対策特別緊急事業により、築堤及び堤防かさ上げなどの整備を実施していただいております。令和4年度の完成を目指しております。

対象地区の一つでありました間倉地区につきましては、無堤部区間の延長約400メートルが完成し、11月9日に完成式典を挙行了したところであり、また、他の地区につきましても順調に進んでおります。

ご質問の堤防の低い所や損傷に関する点検につきましては、重要水防箇所について国土交通省、広域消防本部、市消防団と一緒に合同巡視を毎年実施しており、また、県管理河川につきましても同様に危険箇所等の巡視を行っております。その巡視の結果に基づき、堤防からの漏水、のり面崩落等が将来に見込まれる箇所につきましては、対策を講ずることになっております。

本年10月には、台風19号により福島県をはじめとした7県の河川において堤防決

壊が発生したところであり、本市といたしましても水害が頻発する危険箇所等を的確に把握し、関係機関との連携を図りながら市民の安全確保に努めてまいります。

次に、河川堤防の強化や見直しにつきましては、河川の洪水・氾濫を防止する堤防の構造は、河川管理施設等構造令において、上部の幅は3メートルから7メートルと規定され、高さは雄物川中流部においては河床より7.5メートルから13メートルで計画され、整備を進めていると伺っております。

現在の堤防整備は、平成29年の豪雨災害に対応した計画水位で整備されておりますが、整備後も国の整備計画の高さまで達していない暫定堤防といわれる未完成区間が残るため、早期に暫定堤防が解消されるよう要望してまいります。

次に、河川のしゅんせつにつきましては、本市において国が管理する河川は4河川、県管理は39河川、また、市管理は95河川となっておりますが、しゅんせつ及び河道掘削の実施により、河道断面を拡幅させることで河川の流下能力の増加に大きな効果があるものと考えております。

昨年度は、国管理河川では雄物川において3カ所、県管理河川は10河川10カ所、市管理河川では15河川20カ所においてしゅんせつを実施しております。

国におきましては、樹木繁茂、土砂堆積等による洪水・氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって洪水・氾濫が生ずると思われる箇所については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策により、令和2年度までに集中して河道掘削、樹木伐採、河川堤防の強化対策を実施しております。

毎年実施しております国や県との事業調整会議におきましては、河川の雑木等の除去、土砂のしゅんせつ及び河道整正が必要とされる箇所については、強く要望しております。また、市が管理する河川につきましては、状況に応じてしゅんせつを実施しているところであります。

今後も河川状況の把握に努め、しゅんせつの必要性がある場合には、国や県に対し強く要望してまいりたいと考えております。

次に、災害時の指定避難所につきましては、平成29年12月に135カ所ありましたが、その後、市職員により確実に開設できるよう、箇所数の見直しを行い、現在105カ所としております。また、その見直しの中で浸水想定区域内にある指定避難所については、浸水時は2階以上への避難としてハザードマップに掲載し、市民の皆様にご周知しております。

今後、県で現在実施している県管理河川の新たな浸水想定区域の見直しが完了した後は、それを参考に指定避難所の見直しを行ってまいります。

また、先日の台風19号のような大雨災害では、河川の流域に市街地が集中している当市のような地理条件では、多くの避難所が浸水する可能性が高く、全ての避難者の受け入れについては困難となることが予想されることから、浸水想定区域外にある民間施設との協定締結や広域避難についての隣接市町村との協議などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東日本大震災におきましては、避難所生活でのストレスや災害関連死が課題となったことから、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難所内での良好な生活環境を確保するよう指針が示されております。

当市でも平成29年7月の水害では、約2千人が避難所に避難することとなりましたが、「食料が足りない」「災害情報の提供がない」などのご指摘があったことから、現在、災害備蓄品の分散や職員研修の実施、液体ミルクの備蓄、応援協定の締結などの対策を講じているところであります。特に今年度は7月と11月に5回にわたり避難所開設担当職員161名に対して、速やかな避難所の開設やストレスなく避難できる環境の確保などについての研修会を実施しております。

今後も引き続き、避難された方がより良好な避難所生活を送ることができるよう、避難所環境や災害備蓄品目の見直しなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

市政報告でも申し上げましたが、先日の台風19号では、各地で河川堤防の越水や決壊が相次いだことから、ハード対策だけでは防ぎきれない災害が必ず発生するということを痛感するとともに、住民の避難行動や受け入れる避難所対策など、ソフト面の重要性を強く認識したところであります。

議員ご指摘のとおり、今後もこれまでの規模を大きく上回る大型台風の襲来も想定されることから、まずは市民の命を最優先に、逃げ遅れゼロを目指した地区防災マップやマイ・タイムライン、避難行動要支援者名簿の活用など、自助・共助を活用した避難体制の確立も併せて進めてまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 10番藤田和久君。

○10番（藤田和久） 住民の安全のために、いろいろな対策を講じていくという答弁だったと思っています。四つ質問しましたけれども、二つ目、三つ目に関わるんですけども、堤防の弱いところとか、その点でちょっと私のところに手紙が届きましたので紹介したいと思います。

玉川の雄物川と合流点、水が雄物川から止められるような形で玉川の今のサケの辺りが水がどんどん増えてきますよね。玉川橋の間倉側の堤防が橋よりずっと低いんですよ。それから、こちら側、南側の方は橋より少し低いただけなんですけども、北側と南側で高さに差があるんです。たまたまこの前、水漬いた時には、神宮寺との境の方で水があふれまして越えるということはなかったんですけど、もし堤防がきっちり完備されて、今度その合流部が水でいっぱいになると、低い方から越えていくということがあるかもしれない。そういうことが考えられますので、何とかこれまでもいろいろ点検業務されてきたということですけども、その点も含めて十分お願いしたいと思います。

それから、私が小さい時に横手川で、ちょうど大曲と横手市の境目に、横手川に大戸川という川がぶつかってくるんですよ。ところが、横手川が真っすぐ堤防にぶつかってくるんです。その勢いで2回決壊しています。ですから、そういうようなところがないか、私ら全部分かりませんので、是非市の方で、担当の方で、県や国土交通省と協議して進めていただければありがたいと思います。もし答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、最初にご指摘のありました玉川と雄物川の合流点の堤防については、私も前に伺った経緯がありましたけれども、部分的に玉川の堤防として取り扱っている部分と、雄物川の堤防として合流点以降ですかね、今度は雄物川の堤防だということで、それで高さが違うんだというような国の見解がありましたけれども、いずれそうしたギャップ、差が水害に結びつく、つながっていくとすれば、直していただくように頑張っていきたいというふうに思います。当初、今の激特の関係で雄物川の堤防と、南外の所ですけども、雄物川の堤防と檜岡川の堤防が高さが違うということが最初に判明した時には、何を考えているんだというね、私もそう思いまして、急きょ県にお願いして雄物川の堤防に檜岡川の合流する所の堤防の高さを合わせていただいたという経緯があります。そうしたことで、水害が発生した場合、被害に遭われた方は雄物川の水なのか、檜岡川の

水なのかってそういうことは全然関係ないわけでありまして、いずれ、きちっとした水害対策をしないといけないということになるわけで、そうした点については留意していきたいと思います。

それから今ご指摘ありました河川の合流部については、堤防がやはり傷みやすいといえますか、弱くなりやすいんじゃないかというご指摘、今後の巡視、合同巡視の際には、そういった点に留意して実施してまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（藤田和久） 二つ目の質問は、福部内川の洪水対策について質問いたします。

福部内川の氾濫による洪水が大雨のたびに福見町などに押し寄せております。そのため、市当局や県当局で対策等を十分検討し、様々な洪水対策を実施していただきましたが、まだ不十分と思われることがございますので今回質問させていただくことになりました。

須和町の三差路交差点から福見町方面に向かって福部内川を渡りますが、橋を渡る手前から左折した所にアパートと何軒かの住宅があります。この住宅地は、雨が降るたびに洪水となり、大変困っているとお話でした。市道やアパートや住宅に降った雨が、その土地が傾斜になっていて福部内川の方に低くなっているんです。この住宅地は、雨が降るたびに洪水となり困っている。市道、アパート、住宅に降った雨が低い方にどんどん流れていくわけです。そして福部内川に落ちるように、コンクリートで岸が固められていますけど、開けたり閉めたりできるようになっています。けども、雨が降ると全部閉じられてしまいます。ですから、そこに水がたまって、奥から一番奥の家と2軒目の家は必ず水が漬くというふうに言われています。一番奥の家は、19号の時に床上浸水だったそうです。それから、2番目の家は床下浸水とお話でした。

私は、この場所から10メートルもありませんけれども、少し行った所に溜^{ため}枘があります。そこまで水を引き、その場所にポンプアップできるように固定ポンプを設置していただければ解決するのではないかと考えましたけれども、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、福部内川の福見町から戸蒔までの堤防のかさ上げをしてもらいましたが、

中良野から戸蒔方面に行くときの福部内川に架かる中良野橋が堤防より低くなっているため、水かさが増えた場合、橋から水が越えてしまいます。私とその現場近くの家に訪問した時に、その橋のことを必ず聞かれました。もし福部内川の水かさが増したときに、どのように対処するおつもりなのかお伺いをいたしたいと思います。当局の対処方法をお知らせいただきたい。

三つ目の質問になります。福部内川の最下流部というか丸子川との接続部分ですけれども、この場所に固定ポンプを設置するものと思っておりましたが、現在のところ設置はされておられません。いつも大雨になりますと、県のトラックが来て、移動式ポンプによるポンプアップをいたしますが、流れてくる量が多すぎて全然追いつきません。本当に福部内川の氾濫を抑えようというのであれば、移動式では間に合わず、2台以上の固定式ポンプが必要と思われまます。この件に関しましては、地元住民や地元の消防団も要望していると伺っておりますので、是非とも固定ポンプの設置をご検討いただきたいと提案いたしますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

さらに四つ目になりますけれども、福部内川のやや上流部、荒町、下高畑、大槻、東川、戸蒔においても3年前は洪水が発生しました。福部内川とその支流の排水路の水があふれて洪水となっているようです。福部内川に、できるだけ水をためないようにすることだけでなく、上流部や支流の堤防等を点検し、水の漏れがないよう、かさ上げなどを実施できないか伺ひますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

質問は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 藤田和久議員の質問、二つ目の発言通告の福部内川の洪水対策に関する質問につきましては、建設部長に答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（金谷道男） 古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 質問の福部内川の洪水対策についてお答え申し上げます。

はじめに、福部内橋下流左岸側の住宅地につきましては、福部内川沿いの遮水壁の設置に伴い、福部内川増水時の越水による浸水被害は軽減されたものの、一方で増水による樋管ひかんの閉鎖により内水被害に見舞われるようになりました。

議員がご提案する既存の溜ためへの固定ポンプ設置による排水は、構造や勾配、流水方向などに課題があることから、ご指摘のありました民家前の側溝を活用し、可搬式ポンプでの排水を実施してまいります。

次に、福部内川の水かさが増えたときの対処につきましては、中良野橋は堤防の高さより低い位置にあることから先に冠水し、そこからあふれ出た雨水が住宅等へ流れるものと予想されます。

このような場合は、人命を第一に考え、中良野橋南側にあります介護施設に対し、いち早く避難指示を出すこととしております。

今後の中良野橋の架け替え計画につきましては、支障となる住宅1戸の移転が既に完了し、本年度は詳細設計について発注済となっております。また、令和3年度から4年度までの2カ年での架け替えを予定していると伺っております。

この橋りょうの架け替えによりまして、橋の高さがかさ上げた堤防の高さまで上昇する計画とされており、周辺の浸水被害も解消されるものと考えております。

今後も県と協議を重ね、中良野橋の架け替えが円滑に推進されますよう要望してまいります。

次に、福部内川と丸子川合流部への排水ポンプの設置につきましては、現在この箇所では、福部内川の上昇により遊水池に流れ込んだ水を毎分30トンの排水能力を備えた県の排水ポンプ車により、丸子川に排水しております。県管理河川の合流部であることから、排水作業は県で実施すべき箇所であると認識しており、早期の排水について県に依頼しております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、排水ポンプ車はポンプ設置に時間がかかるほか、流れ込む水量も多いため、排水が追いつかず、福部内川流域で何度も浸水被害が発生しております。

こうした状況を踏まえ、市では平成29年度の水害を受け、当該地区における浸水をシミュレーションした雨水管理計画をもとに、福部内川や丸子川に流れ込む排水路の適切な対策を進めていくこととしております。

また、丸子川流域の水防対策につきましては、今月下旬に県と具体策を協議することになりましたので、その中で常設排水ポンプの必要性などを強く訴えてまいります。

このほか11月21日に開催されました秋田県・市町村協働政策会議におきまして、広域的かつ総合的な水害対策体制の構築を求める提案をしており、県からは、県管理河川減災対策協議会の取り組みとして、新たに内水対策も加えた総合的な水害対策を構築したいとの回答を得ております。

今後は、県とともに大型常設排水ポンプの設置について協議を進めるとともに、上流

部での田んぼダムの推進や、他の効果的な被害軽減策について、総合的な視点からの水害被害軽減に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、福部内川上流部における堤防等のかさ上げにつきましては、福部内川は丸子川の支川であり、降水時は雄物川、丸子川の増水により流下能力が著しく低下し、たびたび浸水被害が発生しており、平成23年6月には集中豪雨により多くの家屋が浸水被害に見舞われました。

このため、平成25年度より福部内橋から大曲工業高等学校グラウンドまでの1キロメートルを整備区間として、下流から堤防かさ上げ工事を実施していましたが、平成29年7月の洪水被害が発生したことにより、県は災害対策等緊急事業により、中良野橋付近210メートルの区間を重点的に整備しているところでございます。

ご質問の福部内川の整備計画区間より上流部の場所につきましては、先程申しました対策と併せまして、浸水被害が見込まれる箇所のかさ上げ等の対策が推進されますよう要望してまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 藤田議員。

○10番（藤田和久） 福部内橋の左岸の家は、雨がたくさん降ると、ほかの地域よりはるかに早く水がたまるそうです。ですから、これを何とか、検討するということですので、お願いをしたいと思います。

それから、四つ目の上流部、福部内川ではないんですけども、福部内川に入る大排水なんですけども、大槻と下高畑の踏切から100メートルいった所に大排水があります。平野部に降った雨がみんなそこに流れるんで、3年前はあそこの県道ですか、県道の橋がくぐって水漬いたんですよね。それで、学校の西側の方も水が漬いたんです。ですから、福部内川に限らず排水、一般の例えば福部内川が丸子川にぶつかる時は水があふれる、丸子川が雄物川にぶつかる時は水があふれると同じようにですね、大排水がその福部内川に交わる場所では水があふれちゃうんです。そういう意味で、これは改良区とか市の管轄になると思いますけれども、その辺もどうかご検討をいただくようお願いしたいと思います。答弁ありましたらお願いします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。古屋建設部長。

○建設部長（古屋利彦） 藤田和久議員の再質問にお答えします。

ただいまご指摘のありました場所につきましても、我々、現地を確認してございます。この後もいろんな箇所、今の福部内川に流れ込むいろんな支川等、用水路等確認いたしまして、関係機関と協力しながら対処していきたいと考えております。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて10番藤田和久君の質問を終わります。

【10番 藤田和久議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、3番三浦常男君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 3番。

【3番 三浦常男議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（三浦常男） このたびは一般質問におきまして、2問ご質問させていただきます。市民クラブの三浦常男でございます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、第1点目としまして、災害時に対応できる職員の育成についてお聞きいたします。

本庁、支所の組織機構改革において、災害等の緊急時対応として職員数減少による支所管内の災害時マンパワー不足の現状と課題も挙げられております。さらに、組織改革の見直しの着眼点の中にも災害等の有事に備えた体制の確立と専門性の維持向上として、災害や地域行事のマンパワーを必要とする場面で迅速に対応できる体制を構築するとあります。

本庁、支所機能の基本方針として、災害時対応としていろいろ述べられておりますが、その対応策として新任職員における消防団への加入を促される方法もあるのではないかと考える次第です。消防団員として規律面をはじめ団体行動を養い、さらにはポンプ操作、緊急時初期対応等、様々な行動を学びながら地域のまとめ役としても行動できる人材を養うことができると考えられます。

大仙市消防団において各支団とも定員割れの分団が多いと聞いております。団員加入にもつながりますし、何よりも災害等のマンパワー不足に対応できるのではないのでしょうか。

長期による加入ではなくとも、団員にお力添えをいただければと考える次第です。災害等対策を考える中の一つの提案としたいと思いますので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

1点目は以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 三浦常男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の若手職員の消防団への加入促進につきましては、毎年4月上旬に実施している新規採用職員の研修の中で、総合防災課の消防団担当職員から消防団の活動内容や待遇等について説明し、入団を勧めているところであります。

現在、市職員の団員は39名おります。消防団員としての地域での活動は、市職員としての自己研さん、そして地域住民とのコミュニケーションを図る場として、職務上非常に有意義な一面もあると考えております。

さらには、消防団員を対象とした研修や講習会などで習得するロープワークやポンプ操作などの技術のほか、災害対応の基礎知識などにつきましては、水害対応時の排水活動や避難誘導等で大いに生かされるものと思っております。

地域の安全・安心を守る団員の確保のためにも、市職員の消防団への入団促進につきましては、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 三浦常男君。

○3番（三浦常男） ありがとうございます。ありがたいお言葉と感じてございます。

実際に災害の場合は、各職員の場合、人員不足というふうな関係で、各支所等に出向かれていろいろな行動をされるかと思えます。それを消防団に入ったからといって巡回等に人員を割くというわけではございません。やはり本人の自覚が必要だというふうな観点からこれを述べさせていただいているわけございまして、実際に今聞きましたところ、39名が消防団に加入しているという、これは本当にありがたいことだと思っております。

しかしながら、やはり災害とは水害だけではなく、火事等もございまして、やはり

そういうふうな初期消火のためにも、団員として学べるものを学んでいただきたいというふうな考えでございますので、答弁は結構でございますけども、何とぞこれからも市当局からも力強いお力添えをいただければ幸いと思っております。ありがとうございます。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（三浦常男） それでは、2点目の質問についてご質問申し上げます。

先程も藤田議員の方からも水害等についてのお話ございましたので重なる点があるかと思っておりますけど、地域は違いますけども、それについて、水害時の内水排水について質問させていただきます。

近年、豪雨等により水害が発生しております。本年は、台風15号、19号により、他県においては堤防が決壊するなどして甚大な被害をもたらしました。大曲においては、台風19号の影響により、雄物川が増水して大曲橋では氾濫水位を超える状態となりました。ちなみに、大曲橋において氾濫注意水位とは3.4メートルを意味しております。実際に当時の水位は4.12メートルと聞いております。実際の注意水位よりも70センチ強、増えていたというふうな状況になってございます。

この雄物川が増水により各水門では逆流を避けるため、水門を閉鎖しました。幸いこの日は日中、降水がなかったため、内水は大曲浜町で発生しましたが、排水ポンプ車による排水で浸水被害は発生しませんでした。

私の住んでいる花館においても、私の家の前の川なんですけども、万太郎川が氾濫することがあります。これも万太郎川に架かる花館柳町の伊豆見橋の下流20メートルにある国交省の水門、なかげきひかん中堰樋管がありますが、雄物川が増水時、逆流を防ぐため水門閉鎖することにより上流からの水が下流にたまり、さらには雨水がこれに追い打ちをかけることにより、田んぼは浸水し、さらには水門近くにある柳町の住宅地に、増水した水が押し寄せて、床下や床上浸水という事態になっております。本年の台風19号の際は、逆流を防ぐため水門は閉鎖しましたが、幸い降水がなかったため住宅への浸水はありませんでした。降雨があれば、浸水の被害は間違いなくあったと思います。内水を防ぐため排水をするにしても、水門の手前には県道があるため排水用ホースを横断させなければならない状態であり、それがままならない次第でございます。

しかしながら、排水できないからといって住宅への浸水が起こるのも、住民にとっては死活問題です。この実態を打破しなければ住民も安心して暮らせません。排水用ポン

プの設置を早急にしていただければと思いますが、お考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、水害時の内水排水についてお答えを申し上げます。

万太郎川の内水氾濫対策として排水ポンプを設置することにつきましては、県が管理をしております万太郎川と国が管理をしております雄物川が合流する中堰樋門の上流において、雄物川の増水に伴う樋門の閉鎖によりまして平成29年7月の水害時には、花館地区の柳町や中野下川原地内で住家の床上浸水6軒、床下浸水17軒の被害が発生したほか、広範囲にわたり水田が冠水しております。

中堰樋門の上部につきましては、他の堤防とは違い、旧国道13号線、現在県道となっておりますが、通行量が多く、他の樋門に設置しているような堤防を乗り越して配水管を設置する構造の常設ポンプの設置や、サニーホースによる排水は難しい箇所となっております。

中堰樋門付近は、国道13号線、県道、万太郎川が交差する複雑な地理条件となっているため、内水の排水につきましても、市としても大変苦慮しているところでございます。

現在、課題となっております県管理河川が関連する市内の内水対策箇所につきましては、県との広域的かつ総合的な治水対策についての協議がスタートしております。12月下旬にも丸子川流域での水防対策についての具体策を協議する予定としております。

議員ご質問の万太郎川の内水氾濫をはじめ、これまで大雨が降るたびに浸水被害に悩まされてきた市民の皆様が、一刻も早く安心・安全な生活を送れるよう、今後も県とともに常設排水ポンプや雨水貯留施設の設置、上流部での田んぼダムの推進など、それぞれの河川の条件に即した治水対策を早急に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 三浦常男君。

○3番（三浦常男） ご答弁ありがとうございます。先程申し上げましたこの柳町地区と

というのは、先程も述べましたように、雄物川の中堰樋管、あそこは今現在、名前がそのまま樋管というふうな名前になっておりまして、上下させる可動式の水門があるわけですが、本来であれば水門になるわけですが、昔からの樋管というふうな感じで、あそこが止められる、そのことによりのみではなく、玉川の河川においてもやはり玉川第一樋管、あそこの水門をストップさせるということで、あそこがちょうどダムのような状態になってしまうということで、排水側においても先程申し上げましたように県道が、旧13号線の道路を越えなければいけないということで、あそこのみが冠水するような状態、確かに水門を閉めることによって逆流はないわけで、田んぼに水が入っても泥水が入るといふような状況ではないんですけれども、やはりそれが本年もあったように、長野、福島、各県において堤防が氾濫したことによって泥水が入る。そしてその除去においては、日数もかかりますし、本当に生活にも甚大な被害が出たということですので、何とぞこれを防ぐためにも、当局からも絶大なる県、国へのご指導をお願いできればというふうな感じで思っています。

やはり近くに住む者として、こういうふうな住民一人一人がやはり不安に思える状態であっては困るということを重ねてお願いしながら、もしそれに対するご答弁がありましたらよろしくお願いして終わりたいと思います。どうかお願いします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 三浦議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、やはり中堰樋門、それから玉川の樋門、両方ともやっぱりゲートが閉まりますと、やっぱり内水排水が大変大事な要素となってまいりますので、この万太郎川につきましては、どういった対策を講じるのが一番効率的であるのかということも含めまして、例えば樋門の近くにですね、ポンプゲート式のポンプを設置するというような考えもありますし、これについては実際、他の自治体でもやっているところもあります。あるいは、万太郎川につきましては、四ツ屋の長戸呂の方から来ておりますので、そこら近辺は水田がかなりありますので、その場合、田んぼダムというようなことも対策の方法としては、案としてはあるのではないのかなというふうに思っておりますので、そういったことも踏まえながら県の方にご提案をさせていただきたいと思います。

いずれにしましても、議員がおっしゃったように、早急にどういった方向で進めていくのか、対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) これにて3番三浦常男君の質問を終わります。

【3番 三浦常男議員 降壇】

○議長(金谷道男) 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

午前10時53分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長(金谷道男) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、19番高橋徳久君。

(「はい、議長、19番」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 19番。

【19番 高橋徳久議員 登壇】

○議長(金谷道男) はじめに、1番の項目について質問を許します。

○19番(高橋徳久) だいせんの会の高橋徳久でございます。

それでは早速ですが、通告に従い一般質問させていただきます。

はじめに、職員採用試験についてお伺いいたします。

令和元年度の大仙市採用試験は、これまで委託していた日本人事試験研究センターの統一試験から、リクルートマネジメントソリューションズが提供する適性検査SPIに変更となりました。これは、試験日及び合否の確定時期を早めることにより、これまで先に内定が出た企業や団体が優先されていた傾向に対抗するためと伺いました。

採用試験を実施するに当たって、創造性・市民感覚・コスト意識・チャレンジの四つを能力・資質と位置付け、受験者を募集し実施したようですが、今までの学力重視から適正検査に変わったことで受験者の変化があったのか、どうだったのか、市外受験者数など、その結果についてお伺いいたします。

また、市長から37名を新規採用にした内訳について市政報告がありましたが、さらに県外・市外・市内の出身地についてお教え願います。

去年は職員採用に当たり、上級11人、高卒3人の辞退者がおりましたが、今年はどうのように見込まれるのか、採用となった新人職員の配置先は、どのようにして決定されるのでしょうか。事前に希望など取るものなのでしょうか。通常の人事異動に際しても、

事前に本人の希望を取るのか、取っているとすれば、それをどのように反映しているのかについてもお教え願います。

以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、職員採用試験についてであります。これまでの公務員試験に変えて、遠方に住んでいる方や民間企業を志望している方も受験しやすい試験方法であります総合適性検査「SPI3」を本年度から導入しております。

学力重視から人物重視へシフトし、基礎学力も考慮しながら新たに職務への適応についても選考するため、具体的には対人関係・協調性・課題遂行・企画力といった観点も踏まえて一次試験を行ったところ、全国から多様な人材が集まり、受験者数も前年度より大幅に増加しております。

上級、学芸員、保健師、管理栄養士、移住定住者などの採用試験におきましては、前年度の81名の受験者数に対し、今年度は約2.1倍となる170名が受験しております。

受験者の現住所の内訳につきましては、県外が103名、市外が40名、市内は27名となっております。

また、初級、初級土木などの採用試験におきましては、前年度の29名の受験者に対し、今年度は約1.7倍となる48名が受験しております。

受験者の現住所の内訳は、県外が7名、市外が5名、市内は36名となっております。

次に、新規採用予定者、合格者の37名の出身地につきましては、県外出身者が5名、市外出身が6名、市内出身者は26名となっております。

次に、今年度の採用辞退者につきましては、現時点では、上級からは9名、移住定住者からは1名の合わせて10名となっております。このことにつきましては、一般的に公務員志望者の多くが、国や県など複数の公務員試験を併願していることから、一定の辞退者が生じることは、やむを得ない状況にあるというふうに考えております。

このような状況を踏まえ、今年度は辞退者により欠員となった場合に備え、補欠合格者を設定し、成績上位から順に繰り上げ合格者としております。

次に、新規採用職員の配置先につきましては、採用試験の面接時や、その際に提出し

てもらおう自己紹介票で本人の希望を確認しており、得意とする分野や能力、出身地などを総合的に判断し配置しております。

次に、人事異動に伴う本人の希望につきましては、毎年、職員全員から異動希望の有無、希望する勤務地や業務などについて記載した自己申告書を提出させております。できる限り本人の希望に沿うよう努めておりますが、各部署の現状や業務内容、職員の専門性などを組織として総合的に判断しながら人員配置を行っているところであります。

以上です。

【老松市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋徳久君。

○19番（高橋徳久） ありがとうございます。今回、今年というか今度10名の辞退者が実は出ているというお話でしたが、その対応策ということで補欠ですか、補欠合格というのを形にしたというふうなことをお聞きしました。それ以外なかなか対応はとれないのかなど、実質的にはそのようには思いますが、補欠合格と聞けば、私も補欠議員でございました。議員の場合は、任期満了というのがありますので、まずそれに通れば、まず補欠という概念が取れたというふうな、本人もそうですし、周囲もそういう感覚になります。ご本人、補欠で合格しましたよという通知が来て、諸般の事情で今度採用になりましたってなったときに、そのご本人が採用試験というのは多分1回こっきりしかないと思いますので、ずっと自分は補欠と、補欠合格なんだというふうにネガティブにとる方もいれば、ああラッキーだというふうにポジティブにとる方も、まずいると思います。それが今後の仕事の就いたときにどのように出るのかというのが、ちょっと厳しいのかなという部分も出てくる可能性もありますので、そのご本人は知っていますが、じゃあ周りの人たちはどこまでその補欠というのを分かるんでしょうかという確認であります。

それと、確認ですが、もう一つ、じゃあ補欠というのと一発で受かった方で待遇に差はないですねという確認でございます。

以上、お願いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げます。

今2点ご質問がありましたけれども、まず1点目につきましては、補欠合格の通知を
いただいて、補欠合格だと知っている方は本人のみという格好の手續にさせていただ
いております。

それから、補欠から繰り上げで合格された方と最初に合格された方と、待遇の面では
一切差はございません。

○議長（金谷道男） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋議員。

○19番（高橋徳久） ありがとうございます。是非やはりその採用した側でも、一部
の方だけがその補欠だというのが分かっているけども、配属されたその周りの職員の方
には、そこまでは言わないというふうなことでよろしかったでしょうか。確認ござい
ます。

○議長（金谷道男） 再々質問に答弁を願います。市長。

○市長（老松博行） 再々質問にお答え申し上げたいと思います。

おそらく市職員も採用試験を担当した者以外は、市職員も知らないと思いますので、
そうした個人情報といえますか、そうした情報は保護されているというふうに思ってお
ります。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○19番（高橋徳久） 続きまして、大仙市受動喫煙防止対策指針及び行動計画について
お伺いたします。

I O C国際オリンピック委員会は、1988年カルガリー大会から選手村や競技場を
禁煙とし、「たばこのないオリンピック」の実現を目指しており、2010年にWHO
世界保健機関とI O Cは、全ての人々に運動とスポーツを奨励し、たばこのないオリ
ンピックを実現し、子どもの肥満を予防するために健康的なライフスタイルを奨励するこ
とを共同で行うという内容で合意に達しました。

これを受けて、ロンドンでは建物内禁煙、リオデジャネイロでは敷地内禁煙とされ、
冬季五輪のバンクーバー・ソチ・平昌^{ピョンチャン}でも同様の措置が取られたようです。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックの招致が決定し、日本でも全面禁煙
の大会を目指すことから、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し
ました。これは、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から施行されるものであり

ます。

秋田県におきましても、今年の7月に秋田県受動喫煙防止条例が制定され、大仙市においても1日付で大仙市受動喫煙防止対策指針及び行動計画を策定したと発表がありました。

そこで、この指針の中に、施設条件や社会状況の変化などを踏まえ、適宜見直しを行う。また、受動喫煙防止対策について、広く市民の意見を取り入れていくと明記されておりました。

市の対応についてですが、市民の方々より「市役所の会議に行ったら、たばこを吸う場所がなかった。何でだ。」との疑問がたくさんありましたので質問をさせていただきますが、決して喫煙者である私個人だけの要望ではないことを申し添えさせていただきます。

10月25日、秋田県・秋田県医師会・秋田魁新報社・大仙市が実行委員会を構成して「たばこと健康を考えるセミナー in 大仙市」を開催したようです。市民の健康問題を考え、禁煙運動を展開することは大切なことだと認識しておりますが、禁煙と受動喫煙対策は、本来別のものではないでしょうか。国の法律には「望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める」とあり、学校・病院・行政機関の庁舎等の第一種施設は敷地内禁煙としているものの、注釈に「屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる」と明記されております。しかしながら、県条例では第一種施設のうち幼稚園・小中学校・高校・児童福祉施設を敷地内禁煙とし、さらに「屋外に喫煙場所を設置できない」と定め、大学・行政機関・医療機関等も敷地内禁煙としているものの、「屋外に喫煙場所を設置しないよう努める」となって、国が定めた法律よりも少し厳しくなっております。

これを受けて大仙市は、関係する全ての施設を子どもや未成年、不特定多数が使用するからとの理由で、敷地内禁煙及び屋外喫煙所設置なしとしています。国よりも県及び市が厳しいのはなぜでしょうか。少々やりすぎではないでしょうか。

また、市の敷地内は駄目だけでも、公道は規定しておりません。

また、市の土地の隣は構わないですよと解釈できることから、喫煙場所を規定したからほかは知りませんというのであれば、火の後始末を考えたとき、ある意味、無責任ではないでしょうか。

議長のお許しを得て添付した資料のとおり、条例を制定した県の建物である「秋田県生涯学習センター」では、玄関脇に喫煙スペースを設置して喫煙者にも配慮しております。建物内には「館内禁煙・健康増進法第25条の定めにより、受動喫煙防止のため、全館禁煙となっておりますので、御協力よろしくお願いたします。」と張り紙を数カ所に掲示しておりました。

3から4割の国民がまだ喫煙者でいるといわれている以上、現状に合わせて喫煙場所を設置してもよろしいのではないのでしょうか。

先に申し上げましたとおり、行政として健康増進のため禁煙の施策を講じるのは妥当だと思いますし、敷地内禁煙も理解はします。しかしながら、喫煙者の権利は認められているのであります。喫煙することが法律に対して違反しているわけではありません。一般的に、健康であるからこそ吸っているのであり、検査等で病気の兆候があれば吸わなくなると思われます。病気を予防する意味で禁煙をする人を増やすためにこのような対応をとっているのかもしれませんが、それは本来の受動喫煙対策とは言えないと思います。禁煙を押し付けるのではなく、喫煙者に一定の理解を示した上で、禁煙運動の理解が進むよう施策を講じていくべきと考えます。

ある意味、弱者となりました喫煙者に対し「我慢なさい！禁煙なさい！」と行政が苦痛を強いるのではなく、本庁及び支所等、全ての施設を第一種に認定するのではなく、例えば公民館等の屋外の可能な場所に喫煙所を設置してはいかがでしょうか。ご所見をお伺いたします。

○議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の二つ目の発言通告であります大仙市受動喫煙防止対策指針及び行動計画に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますのでよろしくお願いたします。

○議長（金谷道男） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 質問の大仙市受動喫煙防止対策指針及び行動計画についてお答え申し上げます。

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、官公庁の庁舎、学校、病院などの公共施設が原則禁煙となったことを受けまして、市では1年後の令和元年7月1日付けで「大仙市受動喫煙防止対策指針」を策定し、市が所管する717の公共施設への敷地内禁煙または建物内禁煙の対策を講じました。

このうち、一般の方が多く利用される公民館や体育館等につきましては、現在、建物内禁煙としておりますが、令和2年1月1日からは敷地内禁煙へと移行する段階的な措置を講じており、市民から受動喫煙防止対策の理解が得られるよう普及啓発に努めているところであります。

秋田県では、健康寿命日本一を目指すとして受動喫煙防止条例を設置しましたが、特に「受動喫煙ゼロの環境づくり」と「未成年者を守る対策」を推進しております。

市としましても、受動喫煙を防止することは、市民の健康増進のために必要な施策であり、こうした意識が公共施設から民間施設へと波及し、さらには各ご家庭へと広がることによって、大仙市の将来を担う子どもたちの健康を守ることにつながるものと考えております。

公民館等の屋外の喫煙場所の設置につきましては、受動喫煙対策を推進する中で、たばこを吸う方々には喫煙場所の確保についてご不便をおかけしていることも承知しております。

しかしながら、喫煙の最中は、副流煙が周囲20メートル以上もの範囲に到達することや、喫煙場所周辺の物品等に付着したり、通行人へ影響を与えたりします。また、喫煙後に建物内に入ることは、衣服や身体への付着、喫煙者の呼気による拡散も防止すべき受動喫煙に含まれることから、現時点では指針並びに行動計画で敷地内禁煙としている施設に、再び喫煙所を設置することは考えておりません。

厚生労働省が発表している最新たばこ情報では、平成29年度で成人喫煙率は、男性29.4パーセント、女性7.2パーセント、全体で17.7パーセントと公表されております。喫煙者よりも非喫煙者の割合が圧倒的に多い事実も踏まえまして、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋徳久議員。

○19番（高橋徳久） 今まで受動喫煙に対する認識が、喫煙者に薄かったため、周囲に迷惑をかけてきたのだと思います。その点について喫煙者は反省しなければならないものと思います。

また、お酒を飲んだときなど、灰皿を要求して宴席で吸うのではなく、会場の喫煙所にて吸うというふうに、周囲に迷惑をかけないという自覚が必要だと思います。

喫煙イコール肺がんというふうによくいわれます。だから禁煙しなさい。理屈としては理解をしています。でも、成人に認められた権利は、喫煙のほかに飲酒もあります。飲酒イコール肝臓がん、肝硬変というのがありますけども、酒も法律でたばこ同様に規制された嗜好品^{しこう}なんですけど、今は観光分野でお酒はお土産というふうな物産に変わってしまってます。双方とも健康被害のあるものなのに、この差は一体何なのかなと考えてしまいます。

たばこは吸う場所を間違わなければ人に迷惑はかけません。酒は飲みすぎれば当然体調を崩すばかりか、酒の飲酒運転はもとより自転車に乗っても処罰されます。一方、たばこは乗り物に乗っても処罰はされません。お酒は乾杯条例のように楽しく飲みましよう的な条例、たばこは一切禁止、これは片手落ちではないかと私は思います。年々減額しているとはいえ、たばこ税交付金5億8,000万、30年度でありました。現状を踏まえ、ご検討いただけないでしょうか。今一度お伺いいたします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げます。

確かにたばこは合法的に認められている嗜好品でありますけど、このたび国が法律で規制し、県が条例を制定したのは、たばこを吸わない方の健康被害を、どう食い止めるかという点にあります。喫煙者のがんの罹患^{りかん}リスクにつきましては、たばこのパッケージにも記載されております。広く認識されていると思います。

しかし、喫煙者は、本人にとって有害な煙をフィルターを通して吸っているのに対し、受動喫煙の場合は、たばこの煙に慣れていない体で、フィルターなしで煙を吸い込んでいるため、がんをはじめとする様々な病気に罹患するリスクが、さらに悪化するともいわれております。特に成長期の子どもたちは抵抗力も弱く、とても危険であるということはいまでもございません。

また、副流煙は、喫煙中の煙に加えて二次的な拡散につきまして先程お答えしたとおりでございます。これはたばこを吸わない方なら、煙の臭いを一度は敏感に感じ取られたことがあると思われれます。こうしたことから、分煙方式では副流煙を完全に防止するには不十分であるというふうに判断したところでございます。

それから、たばこ税の税収につきましては、今年度の当初予算でも市たばこ税を5億4,500万円と計上してございます。たばこを吸う方が減ると、たばこ税も減収となることも十分に想定されるわけでありまして。しかしながら、市民が健康になり、医療費

が抑制されることにつながる可能性も大いに期待できるものであります。受動喫煙防止対策を推進することで、すぐに市民が健康長寿になり、医療費の抑制へと結果が出るものではありませんが、長い目で見れば大切な取り組みでございます。数年後、令和元年が大仙市の禁煙普及元年でもあったと振り返ることができますよう、本施策を推進してまいりたいと考えているところであります。喫煙者自身の健康はもとより、繰り返しになりますが、健康長寿のご家庭が増え、未来を担う子どもたちが健やかに成長されることを望みながらご理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 再々質問はございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 高橋徳久君。

○19番（高橋徳久） 平行線のままのようでございますので、私の立場としてご要望申し上げまして、これで終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（金谷道男） これにて19番高橋徳久君の質問を終わります。

【19番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、6番秩父博樹君。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） 公明党の秩父博樹です。今回、2項目通告させていただいております。順次通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、骨髄移植の推進についてお伺いいたします。

白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫などのいわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。

血液のがんは、以前はなかなか治りにくいといわれており、その複雑さやイメージから、もう助からないのではないかと感じてしまうかもしれません。しかし、現在は医療の技術も進歩しましたので、血液のがんになったとしても助かる割合が多くなってきているようであります。

治療法は、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色

の治療法が選択されます。その中で、造血幹細胞移植について質問いたします。

血液のがんを患った人の中には、先程申し上げた選択肢の中で、移植しかないという方もたくさんおられます。文字どおり移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、いわゆるドナーがいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髄バンク並びに臍帯血バンクであります。

骨髄バンクはドナー登録希望者から2シーシーの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録するところで、臍帯血バンクは提供希望者の出産時にへその緒から採取した臍帯血をそのまま冷凍保存するところでもあります。

さて、骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで、55歳になり次第、登録から外れていきます。実際の骨髄採取は20歳以降になります。

今年9月末現在のドナー登録者数は全国で約52万人、骨髄移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が少ない現状です。

そこで1点目の質問ですが、平成24年に移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に伴い、県や保健所設置自治体等により、様々な対策がとられてきていると思いますが、ドナー登録の実態に対する認識はどうかお聞かせください。

また、保健所管内の移植希望者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数をお聞かせください。

次に、ドナー登録者を増やす対策についてであります。

がん全体にいえることではありますが、罹患率が年齢的に50代で増加に転じ、60代から急増するそうであります。先程申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は54歳までですので、少子高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者は増え、ドナー登録者は減ることになります。まずは啓発普及が重要となります。

簡単に登録から提供までの手順をお伝えさせていただきたいと思います。講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、2シーシーの血液を採取し、登録というふうになります。造血幹細胞移植の一つである骨髄移植は、白血球の八つの型の一致が必要で、兄弟だと4分の1の確率、親子ではほとんど認められず、他人の場合では数百人から数万人に1人という確率で一致するという事です。登録者の適合率は90パーセントまで高めら

れておりますが、ドナー登録をしても実際に提供まで至るケースは約60パーセント程度といわれております。登録し、適合する患者が現れた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することとなります。適合したからといって必ず実施ではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には弁護士立ち会いのもと、家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされます。実際の骨髄採取には、説明や健康診断で2、3日の通院、採取に向けた体の準備、採取で4、5日の入院が必要となります。想像よりかなり大がかりな感じますが、ドナーさんの体験談からすると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちなみにドナーさんは全て無料、費用は全て提供を受ける患者負担というふうになります。

ドナー登録推進のための支援についてであります。

骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合してから採取後の健康診断に至るまでに8回前後、平日の日中に医療機関へ出向いたり入院していただくことになります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度です。勤務先にドナー休暇制度があることは、ドナーの心理的、肉体的な負担の軽減になります。

そこで二つ目の質問ですが、企業・団体によっては従業員にドナー休暇を導入しております。これまで日本骨髄バンクで確認がとれている民間のドナー休暇制度導入企業・団体は、現在300社を超えているというふうに認識しております。確認ですが、地方公共団体もこの制度があると思っておりますが、どうか。また、この休暇の取得実績はどうかお聞かせ願います。

3点目の質問ですが、さらに踏み込んだ支援を実施している自治体もあります。骨髄提供をする際の休業助成制度であります。本人や企業に対し助成金を交付する制度で、自治体により内容は異なりますが、全国315の市町村で制度があり、日額本人2万円、企業に1万円という内容が多いようであります。検討すべきというふうに思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いたします。

日本では、子どもを病気から守るため、予防接種法に基づきポリオなどの予防接種を受けるべきとされております。接種することで免疫を獲得し、抗体ができ、病気にならないようにするためであります。治療のために造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下もしくは消失し、感染症にかかりやすくなります。そのため、感染症の発生予防、または症状の軽減が期待できる場合には、

主治医の指示のもと、移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種を、寛解後順次行っていくことが推奨されておりますが、あくまで予防接種であり、病気治療ではないため、医療保険は適用されず、その費用は被接種者の全額自己負担というふうになっております。多い方では約20万円掛かるという方もなかにはおられます。

また、対象年齢時に白血病を発病し、闘病中で予防接種、ワクチン接種を受けられなかった、そういう方もいらっしゃいます。

そこで四つ目の質問になりますが、白血病等の治療は療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で、健康保険や高額医療制度があっても助かってはおりますが、それでも経済負担は生活に大きな支障となります。そのような声を受け、二十歳未満の再接種が必要な方への助成を実施する市町村に県が補助するという新聞発表がありました。どのように取り組まれるかお聞かせください。

一つ目は以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。西山副市長。

【西山副市長 登壇】

○副市長（西山光博） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、骨髄移植のドナー登録の実態につきましては、骨髄移植のためのドナー登録者数が慢性的に不足しているため、ドナー登録者数の増加を図り、ドナーが患者と適合した際に骨髄提供しやすい環境の整備が必要であると認識しております。

また、保健所管内の移植希望者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録者数につきましては、骨髄移植推進事業が都道府県の所管であることから、秋田県に確認した内容になりますが、今年10月末時点での県内の骨髄移植希望者数は6名、造血幹細胞移植数のうち県が公表している骨髄移植数の累計は159件、ドナー登録者数は2,664名と伺っております。

なお、保健所管内ごとの分類はしていないため、全て県内全域の数値であるということです。

次に、地方自治体におけるドナー休暇制度の有無及び休暇の取得実績につきましては、大仙市では、職員がドナーとなることを希望する場合、特別休暇を取得することができます。しかしながら、これまで取得した実績はありません。

また、民間企業におきましては、日本骨髄バンクの調査によると、今年11月14日時点でドナー休暇制度があるのは全国で481社と公表されております。

次に、骨髄提供する際の休業助成制度についてであります。昨年度、秋田県内全市町村を対象に実施したアンケート調査がありますが、休業助成制度を「実施」あるいは「実施を検討している」と回答した市町村はなく、本市においても実施しておらない状況でございます。

秋田県がこうした現状にあることを鑑みて、山形県の先行事例なども参考にし、市単独助成も視野に入れながら制度設計に向けて検討していきたいと考えております。

次に、白血病等の治療により免疫を失った方へのワクチン再接種費用の補助制度につきましては、現段階では、国・県の動向を注視しながら検証してまいりたいと考えております。

以上です。

【西山副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 6番秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 最初の1番の項目についてですけど、保健所管内でのはないということで、県一本ということで、登録者数が今2,664というふうにお伺いしました。県内でこれが多いか少ないかは、ちょっと私自身もどう捉えればいいのかと思うところですけど、まだ登録して、呼びかければまだまだ登録は増えるのかなというふうに感じたところです。私自身、今回この骨髄移植のことについて取り上げたのは、私自身もこの骨髄移植ということについて、分かってはいるんですけど、そこまで深く考えたことがなかったって自分に対する戒めでもありまして、実は登録したのが今年です。これまで登録してませんでした。というのは、やっぱり身近な方で白血病になられた方がいて初めて真剣に考えるようになったっていうか、それまでは頭では分かってても、なかなか一歩踏み込んでいなかったなという、そういうのがありまして取り上げさせていただいたところです。

これについては、何ができるか難しいのかもしれませんが、呼びかけ次第で、もう一人でも二人でもこのドナーさんというのは増やすことができると思いますので、その辺についても市当局の中でもできる範囲で取り組んでいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

二つ目のところですけど、481社ですね。ちょっと私の認識よりもずっと多いよう

です。この休暇の取得実績は、まずないということですね。多分この辺も、だから登録している人が、もしかすれば少ないからないのかもしれないし、なかなかそこは分析が難しいのかもしれませんが、実際、これは使われなければいいという見方もあるんですけど、実際もう少し登録者を増やすっていう方向でも、やはり先程と重なりますけど、呼びかけていくということが大事だと思いますので、重ねてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、休業助成制度でありますけど、先程の副市長のご答弁ですと、まず県内ではないということで、市単独も今後検討していただけるという、そういうご答弁というふうに伺いましたので、そこはうれしく思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それから、最後、一番最後、4点目のところですけど、これについても県ではないという答弁でしたっけ、それとも、取り組んでいる自治体の数、すいません、さっき私ちょっと記入ちょっと忘れてしまって、その辺ちょっともう一回伝えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。すいません。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。西山副市長。

○副市長（西山光博） 秩父議員の再質問にご答弁させていただきます。

私もドナー登録していた人間でございます。私、30歳ぐらいの時に登録して、もう既に現在は年齢制限で、もう除籍になっていると思ひますけども、そういう人間でございまして、骨髄移植を必要とする方々に対して、少しでも力になればという思ひで登録した経緯がございまして。

先程の登録者数2,664名と、秋田県内ですね、ございましたけれども、全国で10月末現在で52万6,000人の登録者がおります。これは人口割合で比較すると、秋田県は低いといひますか、少ない方でございます。一番最後じゃないですが、下から数えた方が早いというような状況でございますので、やはり少なくともですね、ドナー登録者数を増やす普及啓発を今後も県と一緒にですね、やっていく必要があるのかなというふうにお願ひしております。

それから、休暇の実績でございますけども、多分、国の方で制度を設けた関係から、ほとんどの地方公共団体が今、既に制度化しているのではないのかなと思ひます。実績がないのがいいのか、あるのがいいのか、それは何ともいえないところでございましてけれども、先程秩父議員がおっしゃったように、登録者数が多ければ、またそういう状況

も出てくる可能性もあるのかなというふうに考えてございます。

それから、助成制度でございますけども、481社、最新の状況で481社というところでございます。これも先程議員のご指摘のように大体一日2万円程度ということでございまして、これがですね、秋田県ではどの市町村もやっていないと。ただ、隣の山形県は全市町村がこういう制度を設けているというような状況でございまして、ちょっと調べてみますと、やっている市町村がある県が41都府県、全くないところが6道県ですね、その中に秋田が入っているということでございまして、秋田県遅れているのかなということでございますので、私たち、この助成制度をしっかりと制度化していくことで考えていきたいと。その際にはですね、県の補助も、やっているところは県の補助も2分の1補助するというやり方もございますので、そういうところも県とですね、相談して、県の状況も聞きながらですね、考えていきたいというように思います。

それから、再接種の質問でございますけども、平成30年7月に厚生労働省が全市町村を対象に調査した状況でございますけども、再接種の助成事業を行っている自治体が90団体、全体の5.2パーセントと大変低い、少ない状況でございます。あと、その中で、それ以外で83自治体が助成を予定していると。検討中と答えた自治体238自治体というような結果になっているというような状況でございます。また、全国市長会でもですね、2017年、2018年と再接種を定期接種に位置付けるように助成してくださいというような国への要望もあるということでございます。

ただ、一方ですね、厚生労働省の予防接種審議会、この中でも議論されまして、必ずしも骨髄移植だけでなくとも免疫が落ちたりしてしまう場合もあると。それから、疾病による場合もあるので、骨髄移植だけ特に取り上げるということに対して合理的な説明が必要ではないかというような議論もございますので、今後もですね、この公的助成の在り方につきましては、全国的な意識の広がりとか医師会の専門的なご意見を伺う機会を設けたりしてですね、国・県の動向も参考にして総合的に判断していきたいなというふうに思っております。

また、大仙市でがん患者医療用補正具購入費補助金として、医療用ウィッグなどに対しては県と足並みをそろえておりますので、そういうところも一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(金谷道男) 秩父博樹君。

○6番(秩父博樹) ありがとうございます。一番最後のところ、実施しているところが90ですね、すいません、最初聞き落としてしまって申し訳ありません。予定しているところが83、検討中が283。

○副市長(西山光博) 238です。

○6番(秩父博樹) 238、すいません。238ですね。その中で、さっき一番最初に申し上げたとおり、結構高額な部分があるので、やはり手を差し伸べた方がいいのかなって私自身は思っていますので、どうか大仙市もできればその検討中の中に入っていたきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思っております。

最初の質問は終わります。

○議長(金谷道男) 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時58分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長(金谷道男) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○6番(秩父博樹) それでは、2項目目の質問をさせていただきます。

少子化・人口減対策に資する職場づくり及び意識改革について質問させていただきます。

生活環境の変化に伴い、夫婦共働きが大半を占める昨今の生産世代の状況を鑑みると、家事や育児の負担を夫婦で分かち合える環境づくりを一層進めるべきであるというふう to 考えます。

人事院によると、2018年度に育児休業を取った男性の国家公務員の割合が初めて20パーセントを超え、過去最高を更新しました。2014年度に5.5パーセントだった育休取得率は4年間で約4倍に増えたこととなります。背景には、中央省庁などがここ数年、男性職員の取得を積極的に後押ししてきた経緯があるようです。この流れをさらに強め、民間企業にも波及させ、男女問わず仕事と育児の両立が可能な社会を目

指したいというふうに考えます。

育休の取得率について、政府は「2020年までに官民ともに13パーセント」との目標を掲げておりますが、しかし、現状は厳しいようであります。自衛官など特別職を含めた全ての男性国家公務員の取得率は、17年度で10パーセントにすぎず、民間企業に至っては18年度で6.16パーセントとなっており、育休取得の推進に一段と力を入れていく必要があります。

そのために何より重要なのは、育休を取りやすい職場の雰囲気づくりであると考えます。例えば「同僚に迷惑を掛けてしまう」「自分のキャリア形成や人事評価への影響が心配」、こうした声取得をためらう理由として聞かれます。

育休を取りやすい職場の雰囲気づくりには、まずは管理職の意識改革が求められます。中央省庁の取り組みが成果を上げているのは、管理職が育休取得を推奨するだけでなく、子どもが生まれる予定の部下に取得の意思を確認し、業務分担など準備をしていた点にあるようです。

また、管理職の人事評価の対象に「部下の育休取得状況」、これが加えられたことも重要な点であるというふうに考えます。

働き手自身が制度の理解を深めることも育休取得に役立ちます。ある製造業の企業では、育休中の給付金額や社会保険料の免除額などを試算して金銭面での不安を和らげると同時に、業務を円滑に引き継げるよう社員と役員らとの面談も行った結果、男性職員の5割が育休を利用するようになったとの事例もあります。

経営への影響を懸念して育休に消極的な企業もあります。しかし、育休を前提とした業務の見直しを生産性向上につなげているケースは少なくありません。育休を取りやすい職場の雰囲気づくりは、市役所のイメージアップにもなり、トップの姿勢も重要であるというふうに考えます。

そこで質問ですが、1点目に、本市市役所では育児世代が早く帰られる職場づくり及び上司の意識改革「イクボス」の拡大に取り組まれているようですが、具体的な内容についてお知らせください。

2点目に、この「イクボス」は大きい意味で働き方改革でもあることから、定期的な勉強会が必要であると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目に、本市職員の育休取得率はどのように推移しているのか。併せて、「イクボス宣言」開始の効果は、男性職員の育休取得率の増加に結びついているのかどうか、お

伺いたします。

4点目に、市では、子育てに安心と喜びを感じることができる社会環境の構築に向けた切れ目のない支援制度を構築するため、9月3日に副市長を総括とする「子育て支援制度等検討会議」を設置しておりますが、この会議において行政と民間企業が手を組み、ともに「イクボス」の拡大に取り組むための環境整備について検討されたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いたします。

2点目、以上です。

- 議長（金谷道男） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります少子化・人口減対策に資する職場づくり及び意識改革に関する質問につきましては、企画部長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（金谷道男） 福原企画部長。
- 企画部長（福原勝人） 質問の、少子化・人口減対策に資する職場づくりなどについて、お答え申し上げます。

はじめに、市役所における育児世代に配慮した職場づくりと管理職の「イクボス」に関する取り組みにつきましては、第2次大仙市男女共同参画プランの重点項目であります「ワーク・ライフ・バランス」の推進の一環として、育児休業の取得を促し、仕事と育児を両立しやすい職場環境を整備することを目的に、「イクボス」に対する理解を深めるための研修を平成26年度から管理職を対象として実施しております。

この「イクボス」研修は、父親の子育てを支援する事業の一環として、男性の子育て支援や夫婦のパートナーシップの応援など、幅広い活動を展開しているNPO法人ファザーリング・ジャパンのご協力をいただきながら、市職員のみならず民間事業者からの参加も募りながら実施しており、これまで5回開催し、市職員延べ201人、民間事業所従業員84人、計285人が受講しております。

また、市の「男女共同参画都市宣言」から10年目となります平成29年度には、男鹿市、湯沢市、秋田市に次ぎ、県内市町村で4番目となる、事業所としての「イクボス宣言」を行ったところであります。

市長をはじめとする特別職及び所属長である管理職86人が、それぞれ「イクボス宣言」を行い、「イクボス宣言書」を自らの職場に掲げることにより、部下が育児や介護、それから仕事を両立し、業績も上げられる職場環境づくりに取り組む姿勢を職場に示し

ております。

平成30年度以降は、人事異動によって新たに所属長となった職員が同様に「イクボス宣言」を行い、継続して職場の環境づくりに取り組んでおります。

次に、「イクボス」についての定期的な勉強会の必要性につきましては、議員と同様の認識であります。少子化・人口減少社会において働き方改革は、重要な課題の一つと捉えております。職場で働く人が生き生きと働ける環境をつくるためには、働き方そのものや制度の周知だけではなく、職場で共に働く部下の「ワーク・ライフ・バランス」を考え、自らも仕事と私生活をバランス良く楽しむことができる「イクボス」の存在が重要となっております。

ただいま答弁申し上げましたとおり、これまでも市内事業所や市の管理職員を対象とした研修を継続して開催し、意識啓発を図ってまいりました。今後も、庁内だけではなく、市内事業所へも呼びかけを行いながら、地元事業所の先駆けとなって取り組んでまいります。

次に、市職員の育児休業、いわゆる育休の取得率の推移と、イクボス宣言開始による男性職員の育休取得率につきましては、はじめに、女性職員の取得率ですが、平成26年度から30年度までの5年間におきまして100パーセントとなっております。男性職員につきましては、同じ5年間では、推移といえるような増減はございませんで、約3.5パーセントと低い水準となっております。

イクボス宣言や研修などによりまして、育児をしている職員を支援するという職場内の機運の高まりは感じられますものの、このように男性職員の取得率の向上には結びついていないというのが現状であります。

今後は、議員からご紹介のありました中央省庁の取り組みも参考にいたしながら、それぞれの職員に即した育休取得環境の整備といった事前の取り組みを充実させるなど、イクボスを中心として男性職員の育休取得率の向上を図ってまいります。

最後に、行政と民間企業が手を組み、ともに「イクボス」の拡大に取り組むための環境整備というご質問につきましては、今後も大仙市企業連絡協議会、大曲仙北雇用開発協会などと連携し、イクボス研修を継続してまいりたいと存じます。

また、来年度は、職場のニーズや課題等を把握して、今後の取り組みに反映させるための事業所アンケートを実施するほか、庁内の「子育て支援制度等検討会議」においては、「仕事と子育ての両立」や「子育てにやさしい活動」に取り組む企業を応援する事

業を新たに実施したいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（金谷道男） 再質問はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 6番秩父博樹君。

○6番（秩父博樹） 今、質問させていただいた、まず3点目の男性職員の育休取得率、今の部長のご答弁ですと、女性職員は26年から30年まで100パーセント取得しているが、なかなか男性職員の方は上がらないということでした。それが現状ということで今お話いただいたんですけど、この後、例えば先程の質問で触れさせていただいたんですけど、管理職の人事評価の対象に部下の育休取得状況も加えるという部分も含めて、今後検討をお願いしたいと思いますが、まずその点についてご答弁をお聞きしたいというのがまず一点と、それから4点目になりますけど、アンケート調査を行っていただけるといふふうにお伺いしました。良かったです、そこ触れていただいて。まず実態を調査するのが第一義だと思いますので、その部分触れていただいて良かったです。これ、調査を行うということは、しっかり予算化して行っていくというものなのか、ちょっとその部分も触れていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。福原企画部長。

○企画部長（福原勝人） 秩父議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいまご質問のありました管理職の人事評価にそういった視点を盛り込むということにつきましても、今後検討させていただきます。

次に、アンケート調査、これは予算化を要求しておりますので、そういう状況であるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありますか。

（「ありません。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） これにて6番秩父博樹君の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（金谷道男） 次に、11番佐藤文子さん。

（「はい、議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 11番。

【 1 1 番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（金谷道男） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。早速通告に従い、質問させていただきます。

まず最初に、介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねいたします。

介護予防・日常生活総合支援事業は、平成30年度から完全実施となり、大仙市では平成29年度からスタートしております。

介護予防・日常生活総合支援事業、以下「総合事業」と申し上げますが、この特徴は、要支援1と2の方が多く利用していた訪問介護と通所介護、これを介護保険の予防給付から外し、大仙市が実施する総合事業で実施するというふうなものであります。

総合事業は、要介護状態となる恐れの高い、いわゆる要支援1・2の高齢者を対象にして、訪問介護や通所介護サービスを実施する介護予防・生活支援サービス事業と全ての高齢者の介護予防活動を支援する一般介護予防事業を実施しております。これらの事業の実施状況から、総合事業に対する評価についてお尋ねしたいと思います。

大仙市の福祉によりますと、平成31年3月分月報の要介護認定者高齢者は年々増加し、前年同期よりも117人多い6,167人となっております。そのうち要支援者の増加は大きく、要支援1・2合わせ前年同期より185人多い1,465人となっております。1,460人の方々は総合事業を有効に利用されているのだろうか。総合事業の一つであります介護予防・生活支援事業で市が実施する訪問型サービスAの利用者は31年で前年より20人の増加、通所型サービスAの利用者は101人で56人の増となっております。

一方、介護保険事務所で取りまとめております現行相当のサービス利用者は、訪問型と通所型の併用されている方も含めて、訪問型サービスでは218人で前年より1人減、通所型サービスでは458人で前年より21人増となっております。

さて、もう一つの一般介護予防事業に位置付けられて、要支援1・2の方も利用できる事業は、地域高齢者健康教室、さわやか教室、元笑気パワーアップ教室、地域シニアクラブ、自主グループ活動支援事業など12事業あるようですが、前年より伸びているのは12の事業中5事業で、7事業では減少しております。とりわけ、さわやか教室は、これは運動不足による運動器機能低下を予防するための事業であるようですが、このさわやか教室は282人も減少しているのであります。

以上の利用状況から私が思うことは、一つは、総合事業になっても要支援1・2の方々が多く利用しているのは、現行相当のサービスであり、A型の緩和した基準によるサービスは大きく増えているとはいえない。二つ目には、一般介護予防事業も、遅々として進んでいるとはいえないのではないか。この2点から、総合事業というのは、1,465人もの要支援者にとっては、まだまだ有効に利用できている事業というふうにはなっていないのではと思っているものであります。

そこで伺います。総合事業に移行した要支援1・2の方々にとって、この総合事業のサービスメニューは有効に利用されているものかどうか、どのように認識されているのかお尋ねいたします。

また、改善すべき点はないのか、これまでの総合事業をどう評価しているのかお聞かせ願います。

以上です。

○議長（金谷道男） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります介護予防・日常生活支援総合事業に関する質問につきましては、健康福祉部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議長（金谷道男） 加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、介護予防・日常生活支援総合事業についてであります。法改正を受けて大仙市では、平成29年4月から総合事業として大きく二つの事業を実施しております。

そのうち、これまでの要支援に認定された方に加え、生活機能の低下が見られた方も利用できる介護予防・生活支援サービス事業は、「訪問型サービスA単独型」と「通所型サービスA単独型」を選択でき、利用者の希望により、総合事業実施前の介護予防サービスを選択することも可能であります。

平成31年3月の実績は、「訪問型サービスA単独型」は延べ91回、前年比較で3倍の増、「通所型サービスA単独型」は延べ248回で2倍の増となっております。

また、今年度から「通所型サービスA単独型」の委託先として、大仙市社会福祉協議会が新たに加入したほか、専門職によるリハビリを短期間集中的に実施する「訪問型サービスC」と「通所型サービスC」を拡充し、大曲中通病院に委託しております。

一方、全ての高齢者の介護予防活動を支援する「一般介護予防事業」のうち、ご指摘

のありました「さわやか教室」は、平成30年度に運動の目的や効果、また、栄養や口腔ケアの講話も含めてプログラムの見直しを行い、1カ所の開催回数を10回から8回に変更したことに伴って、参加延べ人数の減少となったものであります。

以上のことから、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、利用実績や実施事業所が増え、また、新たなサービスを拡充し選択肢も増えており、各サービスを有効に利用できているものと認識しております。

しかしながら、事業所の参入がまだまだ少ないことから、広域市町村圏組合と連携し、引き続き事業所を訪問するなど、参入していただくよう働きかけたいと考えております。

また、一般介護予防事業につきましては、より効果的なプログラムとして、介護予防の3本柱の一つとしている「食事」の大切さや栄養改善を啓発するメニューを多く取り入れた事業を積極的に実施することと併せ、住民主体の介護予防活動の育成・支援を実施してまいります。

今後も要支援者等へのサービス向上に努め、要介護状態に至らない、元気な高齢者を増やす体制づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ありがとうございます。総合事業は徐々にではありますが、回数、また、利用者人数、ともに増加しているというふうな回答でありまして、ただ問題は、まだまだこの事業に参入する事業所が、まだ少ないという状況にあるというご答弁をいただきました。それぞれの介護保険事務所を通じて働きかけてまいりたいというようなご答弁でありましたけれども、なかなかこの事業に参入する事業所が少ないその要因をどのように考え、また、その要因を解決するには、市はどう関わっていくべきか、その点をどのようにお考えかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の再質問にお答えいたします。

サービスAの事業所は、少しずつ増えてきてはおりますけれども、委託単価の関係から採算性の問題がありまして、参入を見合わせる事業所も多いというふうに考えてございます。

今後も継続的に各事業所に訪問して、参入を働きかけていくということで推進していきたいと思います。

それから、利用者につきましては、サービスAの事業所が大曲地域以外に少ないこと、また、総合事業実施前の事業所を継続してサービス利用する方、これはやはり顔なじみでありましたり、そういった通いの関係ができていているということもあると思います。そうしたことから、自宅から近隣の事業所を利用する方が多いということから、サービスAの利用者が伸びていないものというふうに考えてございます。

それから、資料ではありますけれども、74歳以下の要支援・要介護の認定率が平成28年から3年間連続して減少してございます。このことは、元気な高齢者が増えていると分析できまして、介護予防の各種事業を実践してきました一定の効果が少しずつではありますけれども、表れ始めているのではないかというふうに評価しているところで

す。

以上です。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ちょっと今の答弁とかみ合うかどうか分かりませんが、いずれその要因となっていること、これやっぱりこのA型のサービス事業に対する報酬というふうなものが、かなり低く抑えられている。これに参入し、利用者が増加することによって、事業所の経営に影響が出るというふうにお考えの事業所があること、これが実態なのではないかというふうに思います。そして、そのA型というのは、基準を緩和したというその緩和の内容は、ホームヘルパーではなくて生活支援員というふうなことで、その皆さんが家事などを中心にした支援というふうなことを行うわけで、この生活支援員を、いわゆる事業所で単独に雇用する、そういうことがなかなか現実難しい状況にあるのではというふうに私は思っているわけですが、その点いかがでしょうか。いずれこうした問題が、ここ2年前からずっと同じような経過で残されている課題だというふうに私は思っておりますが、もう一度その点をちょっとご答弁いただいて、この質問を終わります。

○議長（金谷道男） 再々質問に対する答弁を求めます。加藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（加藤 実） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

確かに従前のサービスというものは、資格がある方がサービスを行うということで単価が、今のサービスAというものよりも単価が高くなっております。結局、Aの方は資格が緩い基準であるということでもありますので、この後、新規に参入する事業所であれば、そうしたことも視野に入れて立ち上げるということも考えられますけれども、今まで従前のサービスを行っていた事業所につきましては、なかなか資格ある人、そうすればそれをやらなくてもいいよというふうなことにはならないというふうに推測されます。そうしたこともありますけれども、やはり参入を働きかけていくというふうなことで我々としてはそういったことで推進していくしかないのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（金谷道男） 次に、2番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 2番目に、保育士確保対策についてお尋ねいたします。

保育士不足が長らく問題となり、深刻さを増しております。募集しても集まらないという声は、大仙市も漏れずに全国で聞かれております。保育士資格を持つ人は、全国で120万人いますが、そのうち80万人が潜在的保育士になっているということでもあります。

また、保育士の資格を取得しても保育園で働く学生は約5割にとどまり、保育士として働いている人数の半数が平均勤続年数5年未満となっていることなど、長く働き続けることが難しい状況にあるようです。どうしてなのか。

東京都福祉保健局が行った東京都保育士実態調査の結果は、保育士不足の背景を十分に示すものであるので紹介したいと思います。

現在の職場への改善希望では、1位が「給与・賞与等の改善」で65.7パーセント、2位が「職員数の増員」で50.1パーセント、3位が「事務・雑務の軽減」で49パーセント、4位が「未消化休暇の改善」で36.5パーセントなどとなっております。

また、退職を希望するその意向の理由としては、1位が「給料が安い」で68.7パーセント、2位が「仕事量が多い」で61.9パーセント、3位が「労働時間が長い」で47パーセント、4位が「職場の人間関係」で37.1パーセントとなっているようであります。

東京都の調査結果によりますと、保育士不足の背景には、給料が安いこと、職員数が少なく業務量が多く、労働時間が長く、休暇も取りにくいことなど、過酷労働に置かれているというふうなことがいえると思います。

これらの問題は、東京に限らず全国の保育士と保育現場で抱えているのであります。保育士確保対策にとって、保育士の労働条件を改善し、長く働き続けられる保育環境の整備は、喫緊の課題だと思えます。その点から以下の2点について要望し、見解を伺います。

一つ目は、保育士の給料と賃金の改善であります。

保育士の給料は、全産業平均より約10万円も低い状態に置かれております。政府は、この間、給与の引き上げをやってきておりますが、それを宣伝しておりますけれども、月額6千円くらいの上昇でありますので、わずかな額にとどまっております。保育士や栄養士など保育現場で働く労働者の給料を、まず月額5万円引き上げ、段階的に10万円引き上げ、全産業平均並みにするという事は、国の公定価格を見直し改善すれば、すぐ可能なことではあります。また、保育現場を支えている多くの非正規の保育士の賃金の引き上げと一時金の支給などの改善、さらには賃金の上昇が経験年数11年で頭打ちになっている現状を改善させる、このことが求められているわけでありまして。

こうしたことは、国が早急に改善、見直しをすべきことではありますけれども、国の対策待ちでは現在の深刻な保育士不足を解消することはできません。そこで要望いたします。市として保育士確保のため、給料と賃金を月額数万円の思い切った引き上げをすべきではないか。正規、非正規、それぞれの平均月額給料は幾らなものなのか、併せて見解を伺います。

二つ目には、保育士配置基準の改善を国に求めることについてお伺いいたします。

保育士の配置基準は、保育制度ができた1948年から4・5歳では一度も改善されておられません。また、1・2歳児では、1967年から変わってありません。国の基準は、先進諸国と比較してもあまりにも低く、保育士が受け持つ子どもの数が多いことが仕事の負担増につながっているようであります。1人当たりの業務量が多く、休憩時間が取れなかったり、持ち帰りの仕事があるなどはよく聞くところであります。また、保育所の開所時間が長く、土曜保育もあるなどで保育士の8時間労働や週休2日が保証されているのか大変疑問なところであります。

そこで伺います。保育士の負担を軽減し、8時間労働や週休2日を保証される人員体制とするために、公定価格を3割増やして保育士が増やせるように国に対して保育士の配置基準を改善するよう求めるべきではないか、このことを申し上げたいと思えます。市内認可保育所の正規保育士と非正規保育士のそれぞれの人数も併せて見解を伺います。

以上です。

○議長（金谷道男） 2番目の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 質問の、保育士の確保対策についてお答えを申し上げます。

はじめに、保育士の給料・賃金の改善につきましては、職務、経験、実績などが評価され、処遇につなげることが重要であり、国がそうしたことを踏まえ、公定価格に適正に反映させるべきものと認識をしております。

国が示す公定価格における保育士の賃金につきましては、毎年段階的に改善が図られているほか、当該施設における職員の平均勤続年数に応じた加算制度により、処遇改善加算分が給付費に算定されております。

また、市でも平成28年度以降、臨時保育士の処遇改善を目的とした事業をはじめとする市単独の保育士確保対策を実施することで、待機児童の解消に努めてきたところでございます。

現在、保育所等で勤務する保育士の処遇状況についてでございますが、市内の二つの大規模な法人を合わせた平均月額給料を例に申し上げますと、正規雇用の保育士は21万1千円、非正規雇用の保育士のうち、嘱託雇用の保育士は17万7千円、臨時雇用の保育士は15万3千円となっております。市としましては、保育士不足の解消に直結するよう、これまで実施してまいりました保育士確保対策事業の充実を今後も図ってまいります。

また、議員の質問にありました全産業平均ベースに少しでも近づけるよう、運営事業者と協力のもと協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、保育士の配置基準の改善についてであります。はじめに、保育所の配置基準につきましては、議員ご承知のとおり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等で定められております。具体的には、保育士1人に対して、0歳児が3人、1・2歳児が6人、3歳児が20人、4歳児以上が30人とされ、そのほか保護者の保育ニーズに対応した様々な保育サービスを実施するには、それに見合った保育士の数も必要となります。現在、市内の保育施設全体における保育士の数であります。正規雇用が297人、非正規雇用が121人です。これは入所児童数約2,500人を受け入れするために必要な人数に加え、過剰な労働とならないよう、労働条件も考慮した基準以上の人員配置となっております。

しかしながら、年度途中の入所希望児童を受け入れすることが困難な状況に鑑みますと、十分な保育士の数の確保には至っておらないのが現状であると認識をしております。市といたしましては、そうした状況も踏まえ、まずは全施設を対象に、県と市で実施している指導監査を通しまして労働実態の現状の分析をしてまいります。また、現場における保育士の生の声を聞き入れながら、保育士の負担軽減につながるよう労働条件の整備に努めると同時に、全国市長会におきましてもこの問題につきましてもは公定価格、あるいは保育士の配置基準につきましても重点提言事項ということで国に要望しておりますので、市も一緒に要望してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ご答弁ありがとうございます。

まず、給料・賃金の改善の問題でありますけれども、全保育園、保育所職員の平均というふうなことで21万1千円というふうなことが述べられました。まずこの給料の問題からいいますと、いろいろやっぱり21万、これは決して高いものじゃない、本当に全産業に近づけるには、やっぱり10万以上上げないといけないなというふうに思ったところでありますが、いずれ答弁の中で、この平均、これは給与でありますので、ちょっと伺ったところ、大空大仙と大曲保育会、それぞれ12の保育園を見ているわけですが、この保育会、大空大仙での職員の給料格差がまだ残っているというふうなことを伺ったところなのですが、それは本当なのでしょうか。あるのであれば、今この賃金を改善しようとしているときに、決してこうした格差を残したまま進んではいけないものだというふうに私は思いますので、是非その点明確に、あるとすればその格差改善に向けた対策を講じられたいというふうに思います。その点について一点。

それから、職員の処遇改善のために頑張ってきておりますけれども、この処遇改善が保育士確保対策というふうなものにつながっているのかどうか、国の処遇改善策と、そして保育士確保というふうな点から見て、国の対策と、また、市独自の事業として進めてきた対策、これの成果についてどのようにお考えなのかお聞かせ願います。

それから、2点目に答弁されましたいろいろこの労働条件と、労働の実態等、指導、

監査も進めて実態調査やっていくというようなこともあり、その結果、いろいろ国に対しても提言していくというふうなご答弁でありました。実態は子どもの数に対して配置している職員数は正規雇用297人、非正規121人というふうなことで、まず合わせて420人弱の職員の皆さんが見られているわけですが、これを答弁では基準以上に配置しているというふうにおっしゃいましたが、実際に、まだまだそれでも不十分なのだと思いますが、その十分だというふうには思っていないとは思いますが、そのことへの認識をお聞きしたいと思います。もっと増やさなければならないという、その人数はもっとどれぐらいいなければいけないと思っているのか、もし具体的にお答えできるようであればその辺をお願いいたします。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 佐藤議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、市が関わっております大空大仙の職員の賃金格差の件でございますけれども、最初は市からやっぱり派遣されている職員と、それから法人で採用した職員の賃金格差はあったということだと思います。ただ、今、市からの職員派遣も終了しまして、本人の希望によりまして法人の職員になって働いておりますので、そのところは当然、今ちょっと詳しいどの程度のその差があるのか、あるいはその詳細についてちょっと今分かりませんが、仮にそういったことがあるとすれば、それは解消していかなければならない問題だというふうに認識しておりますので、そのところは法人と話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに思います。

また、2点目の市単独事業の関係でございます。これまで四つの事業を行ってきております。これは全て正規職員に対する保育士確保でなくて、臨時職員の保育士確保も含めた事業でありますので、国のいわゆる補助事業でのアプローチの仕方と市のアプローチの仕方は、違う観点から私は行っているのではないのかなというふうに思っております。特に臨時保育士の処遇改善事業でも100人を超える保育士の方々がこれを活用されていますので、その点については市単独事業についてもある程度実績は出せているものもあるのではないのかというふうに思っているところであります。

それから、職員の配置基準の関係でございますけれども、もちろん答弁ではお答えしましたけれども、当然今の実数の配置者は418人で必要職員数は356人ですけれども、ただ、それでいいかという決してそうではないというふうに思っております。こ

れもやはりこれから働き方改革等もございますので、やはり保育士の皆さんは、お子さんを、子どもを預かるかなりハードワークな仕事だというふうに認識しておりますので、この点については、もちろん議員の質問にありましたとおり給料、給与の関係もまだまだ低い実態にあります。そして、その労働のところでもありますね、結構厳しいハードワークでありますので、そういう点を勘案しますと、もっと保育士の確保というのは必要になってくるのではないのかなというふうに思っておりますので、今後ともこのことについては様々な観点から進めていかなければならないのではないのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（金谷道男） 再々質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） ありがとうございます。保育士の給与の問題、そして過酷な労働実態、こうしたことから、保育所間での保育士の奪い合いというふうなところまではいかないかもしれませんが、いずれ非常に募集しても来ないというふうなことが現実ありまして、今回の定例会で民間保育所の建設事業費補助金が出されましたが、そこで運営される保育所が、事業所が、保育士さんもろとも連れてこられるのかどうか分かりませんが、もし建物ができて、いざ運営するとなったときに、市内の保育士さんたちが、またこの取り合いになるような、そうしたことなどは是非避けていただきたいというふうに思うわけですが、そのためにも、やっぱりこの10万以上の格差のある賃金・給料、これをやっぱり思い切って子育て支援制度というふうな、子育て支援の中心がやっぱり保育事業でもあります。それを支えている保母さんたちの待遇というふうなものを、思い切ってやっぱりやっていただきたいというふうなこと、そして、加えてその二つの法人が、法人職員となった方々にもし給料の面での格差、これ直していかなければいけないというふうにおっしゃいましたけれども、是非これは直ちに是正されるようお願いしたいというふうに、給料を上げること、そして格差を正していくこと、このことだけは最後にまたお願いしておきたいと思います。

以上で終わります。これは答弁ありません。

○議長（金谷道男） 次に、3番の項目について質問を許します。

○11番（佐藤文子） 最後に、会計年度任用職員制度についてお尋ねいたします。

2017年に地方公務員法と地方自治法が改定され、来年4月から自治体の非正規職

員に会計年度任用職員制度が導入されることになり、今定例会にも関係条例が上程されております。

住民の命と暮らしを守り、地方自治の担い手である地方公務員制度の大転換であるというふうに考えますし、公務運営の在り方を大きく変えるようであります。そこでいくつかお尋ねいたします。

最初に、会計年度任用職員とは、会計年度である4月1日から翌年3月31日の1年間を超えない範囲内で置かれる非常勤職員というふうなことでありまして、その任用に当たっては競争試験、または選考によるとしております。再度の任用もあり得るとしてありますが、その際にも手続なく更新されたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないよう留意することなどとしておりまして、1年を超えない範囲と任用期間を明確にした方で更新しないこともあり得る、こういうふうな内容であります。

大仙市には非正規職員が470人もおり、公務の現場を支え担っているわけですが、会計年度任用制度は、多くの方々に不安を広げています。

まずお聞きするのは、任用に当たっては、公募や採用試験はあるのか。また、現在の非正規職員の実績、経験値を評価する選考がしっかり行われるものなのか、任用に当たっての考え方を伺います。

二つ目には、会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムが規定されております。処遇面での格差があるようです。

まず、フルタイムとパートタイムの区分けについて伺います。一般的には、週間勤務時間が正規職員と同じなのがフルタイムで、一般でも短ければ短時間勤務のパートタイムといわれます。そうであれば、大仙市の非正規職員のうち週38.75時間、働いているのは16人なので、ほとんどがパートタイムとなるようで不安が広がっています。

条例では、会計年度任用職員の勤務時間については、職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定めるとありますけれども、フルタイムとパートタイムの区分けの判断基準となる勤務時間、そして本人の意向が加味されるものなのかどうか、現在の非正規職員が会計年度任用職員に移行したとして、一体何人がフルタイムで何人がパートタイムになるのか併せてお知らせいただきたいと思います。

次に、給料・手当等、処遇の格差について伺います。

フルタイムでは職務の違いで3級止まりにしているものの、給料は正規職員と同等で各種手当も支給されるようであります。

一方、パートタイムの場合、フルタイムの給料を基準額として勤務時間で出されるので、明らかに月額給料はフルタイムより低くなるようであります。

また、パートタイムも各種手当は支給されますが、報酬として手当でされますけれども、期末手当などでの格差が生じることや費用弁償として支払われる通勤手当の額はフルタイムに支給される額と同等なのかなどの疑問もあります。

そこで伺います。会計年度任用制度では、非正規職員の現在の月額給与より下がる方もいらっしゃるように見えますが、実際はどうなのか。給料の上がる人、下がる人は、それぞれ何人ずつなのか。また、引き下がらないように任命権者による号給決定の際の配慮が行われるものかどうか併せて伺います。

三つ目には、会計年度任用職員制度は、フルタイム勤務でも短期間任用のため非常勤扱いで労働契約法は適用されず、いつまでも非正規、いつでも雇い止めが可能な不安定な状態に置かれます。再度の任用は可能とされておりますが、継続雇用の保証はされておらず、不安定な状況は変わりません。しかし、3級までの正規職員と同等の給料や各種手当が支給される一般職地方公務員の扱いとなります。

地方公務員法で規定された公務上の業務、規律、人事評価も適用されるようであります。総務省の地方公務員の臨時、非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会の報告によりますと、常勤職とは典型的には組織の管理運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されるといっているようであります。つまり、住民の暮らしや命に直接関わる業務の大半を会計年度任用職員に置き換えることを可能にしているところであります。

自治体の仕事は、継続性と専門性、地域性が求められており、その運営は正規職員中心を原則にすべきだと思います。今後、会計年度任用職員化、非正規職員化を進めることなく、むしろ非正規職員の正規化に踏み出すことを願うものでありますが、これへの見解を求めます。

○議長（金谷道男） 3番目の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の3点目の発言通告であります会計年度任用職員制度に関する質問につきましては、総務部長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（金谷道男） 舛谷総務部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 質問の、会計年度任用職員制度についてお答え申し上げます。

はじめに、任用における公募や試験につきましては、総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルによると、できる限り広く適切な募集を行った上で能力の実証を行うことが必要とされております。

現在、臨時・嘱託職員の任用におきましては、面接による選考を行い、能力や適性を確認をしているところであります。本市の制度案におきましても、マニュアルにのっとりまして、任用に当たっては原則公募とし、面接等による能力実証を行うこととしております。

次に、会計年度任用職員の勤務時間につきましては、1週間当たりの勤務時間が本市の常勤職員と同一である38時間45分で勤務する職員を「フルタイム会計年度任用職員」とし、これよりも短い時間で勤務する職員は「パートタイム会計年度任用職員」となり、制度上、フルタイム以外は全てパートタイムになるとなっております。

公募の際には、その職に応じた勤務条件を提示することとしておりまして、あらかじめ指定した勤務時間で勤務することとなります。

また、今年度は11月末までに延べ662名の臨時・嘱託職員を任用しておりますけれども、会計年度任用職員制度の導入に当たりまして、これまで同様それぞれの職の必要性を十分に精査した上で任用をしております。

なお、今年度中に任用した全ての臨時・嘱託職員が仮に会計年度任用職員になった場合、フルタイム職員は8名、パートタイム職員は残りの654名となります。

次に、会計年度任用職員の給与につきましては、常勤職員の給料表を基礎としておりまして、現行の賃金額をフルタイムとして換算した場合の直近上位の給料月額を格付けすることとしまして、現在の年間の賃金額を下回らないよう任用をしております。

次に、本市における行政運営につきましては、これまでも中立性の確保、それから、市民サービスの質の担保、長期的な人財育成の観点から、常勤職員である正規職員を中心に行ってきたところであります。

臨時・嘱託職員につきましては、定型的または補助的な業務を中心に、必ずしも正規職員の配置を必要としない業務を担っていただいております、正規職員と役割を分担しながら業務の執行に努めてまいりました。

会計年度任用職員の導入後におきましても、正規職員を中心とする公務の運営という原則が変更されることはないと考えております。

引き続き、各所属における業務内容、それから業務量等を精査しまして、正規職員及

び非正規職員が行うべき業務を整理した上で適正な職員配置に努めてまいります。

以上です。

○議長（金谷道男） 再質問ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（金谷道男） 佐藤文子さん。

○11番（佐藤文子） 時間がありませんので1点だけ確認したいと思います。

臨時職員等の現在の給与よりも下がらないようにしっかりやっていくというふうなことを伺いました。ただ、この会計年度任用職員制度というふうなのは、基本的には人件費が現在よりも必要になると、増えるというふうなことは間違いありません。そして、この財政補償は国の方では一切まだ明らかにしていないというふうなことで、非常に自治体に負担がかかるという可能性も出てくるわけでありまして。そこで、やっぱり地方交付税にしっかり算入するように、国が決めたこういう任用制度については、財政補償をしっかりとしろというふうなことを言っていくべきだと思います。

もう一点は、非常に近々の課題なんですけれども、これがいずれ人件費削減の方向、そのために非正規をどんどん増やしていくというふうなこと。将来的には、この非正規も正規並みの給与補償があるので、これも減らしていくというふうな動きに動かす、非常に心配されるわけです。そういうふうな意味で、例えば本庁以外、生涯学習施設、公民館等で雇われている臨時の方も含めわずか3人ぐらいでやっている。そして年間の地域行事もたくさん組んで、関係団体との調整役も行って、地域活性化のために地域の皆さんと一緒にフルに頑張っている、こういうところの人数を減らすというようなそういう動きは絶対やらないでほしいというふうに私は思いますけれども、これへの見解をひとつお聞きして質問を終わります。

○議長（金谷道男） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） まず、財源措置の関係ですけれども、これは総務省は地方財政措置をすると約束しておりますけれども、先月、その点については秋田県選出国會議員に上京いたしまして、全て県選出の国會議員に確保していただく、そのとおり約束を守っていただくように何とぞ運動していただきたいということをまず申し上げたところです。

今、総務部長から資料届きましたけれども、高市早苗総務大臣のこれは3日付の記者会見で、しっかりと地方財政計画にその必要な経費を計上して適切に財源を確保するということを述べておりますので、総務省としてはそうした形で、ただ、今、財務省との

地方財政対策折衝が始まっていると思います。そうしたところを私どもも注視していかないといけないというふうに思っております。いずれ国が作った制度、そして総務省が財源を確保するといっておりますので、そうした方向になるということを期待しているところであります。

それから、人員削減、今、一人一人の経費が高くなるので削減をするという、基本的にはそうした考え方はしておりません。

○議長（金谷道男） これにて11番佐藤文子さんの質問を終わります。

【11番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（金谷道男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日目を定刻に開議いたします。

ご苦労様でした。

午後 2時04分 散 会

